①都道府県	②市町村名	Ⅰ　準要保護の認定について 準要保護の認定にあたり、平成３０年１０月時点において、生活保護基準を参照して判定する基準（※）を用いているか。 ※生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、その他、生活保護基準を参照しているもの。		Ⅱ　平成３０年度（１０月以降）の対応について 1．準要保護の認定基準への反映について （1）平成３０年１０月以降、見直し後の生活保護基準を、今年度の準要保護の認定基準として反映させるか。		（2）参照している生活保護基準の時点		2．生活保護基準見直しの影響への対応予定 （1）　平成３０年１０月以降、生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合、何らかの対応を行う予定か。			（2）（1）で「①対応予定あり」と回答した場合、具体的な内容（複数回答可）					（3）（2）「⑤その他」の内容 ※照認定者（平成３０年９月までに認定している者）及び新規申請者（平成３０年１０月以降に申請があった者）への対応が異なる場合には、その内容を記載。	（4）（1）で「生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、その理由（複数回答可）			（5）（4）「①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため」及び「③その他」の具体的な内容	3．生活保護基準見直しの影響を受ける人数について （1）2．（1）で「①生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし」と回答した場合、どの程度の影響が生じる可能性があるかを把握しているか。		（2）①把握している場合、平成３０年９月までは援助対象だったが、平成３０年１０月以降は援助対象外となる可能性のある者の人数（人） ※生活保護基準見直しの影響により、平成３０年１０月以降、援助対象外となる者であり、明らかに生活保護基準見直しの影響によるものではない者は除く。		Ⅲ　自由記述欄
		①用いている	②用いていない ※「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの」を参照している場合を含む。	①反映させる	②反映させない	年	月	①対応予定あり	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い係数に引き上げて認定	③生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない			
		→Ⅱへ	→Ⅲへ	→2（1）へ	→1（2）へ	→Ⅲへ		→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
43	43	31	12	1	30	30	30	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
大阪府	大阪市	○			○	29	4																		本市では認定基準額を、当該年度の前年４月１日の本市生活保護基準額に基づき算定している。
大阪府	堺市	○			○	29	4																		
大阪府	岸和田市	○			○	29	4																		
大阪府	豊中市	○			○	25	4																		
大阪府	池田市	○		○				○						○											
大阪府	吹田市	○			○	25	3																		
大阪府	泉大津市	○			○	24	4																		
大阪府	高槻市	○			○	26	1																		
大阪府	貝塚市	○			○	29	4																		毎年度、前年4月時点の生活保護基準額を基に、就学援助の認定基準額を制定し、一年間の基準としている。
大阪府	守口市		○																						
大阪府	枚方市		○																						
大阪府	茨木市	○			○	25	3																		
大阪府	八尾市	○			○	25	4																		平成２４年４月の基準額×３ヶ月＋平成２５年４月×９ヶ月の計算で第１期と第２期を計算し、これに住宅費を合算したものに１．１を乗じて基準額を計算している。
大阪府	泉佐野市	○			○	30	4																		
大阪府	富田林市	○			○	26	4																		
大阪府	寝屋川市	○			○	25	4																		
大阪府	河内長野市		○																						
大阪府	松原市	○			○	29	4																		
大阪府	大東市	○			○	30	4																		
大阪府	和泉市	○			○	25	4																		
大阪府	箕面市	○			○	30	3																		
大阪府	柏原市	○			○	30	4																		
大阪府	羽曳野市	○			○	24	12																		
大阪府	門真市		○																						
大阪府	摂津市	○			○	25	4																		
大阪府	高石市	○			○	24	4																		
大阪府	藤井寺市		○																						
大阪府	東大阪市		○																						
大阪府	泉南市	○			○	25	4																		
大阪府	四條畷市		○																						
大阪府	交野市	○			○	25	8																		
大阪府	大阪狭山市	○			○	30	4																		
大阪府	阪南市	○			○	30	4																		
大阪府	島本町	○			○	24	12																		
大阪府	豊能町	○			○	25	7																		
大阪府	能勢町		○																						
大阪府	忠岡町	○			○	30	4																		
大阪府	熊取町		○																						
大阪府	田尻町	○			○	24	12																		
大阪府	岬町	○			○	25	7																		
大阪府	太子町		○																						
大阪府	河南町		○																						
大阪府	千早赤阪村		○																						